

# リョーシン総合口座マイフレンド取引規定

## 1. (当座貸越の利用)

- (1) リョーシン総合口座マイフレンド契約（以下「マイフレンド契約」という。）にもとづく当座貸越は、指定口座（総合口座取引規定で取引を行う口座）の残高がない場合（総合口座取引の場合は、総合口座取引規定による当座貸越の極度額に達している場合）に利用できます。
- (2) 指定口座について、払戻の請求または各種料金の自動支払の請求があり、前項に該当する場合は、当座貸越として自動的に貸出し、普通預金に入金のうえ、払戻または自動支払いします。
- (3) マイフレンド契約にもとづく当座貸越は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも利用することができます。ただし、当店以外の店舗で利用する場合は、あらかじめ当店でリョーシン総合口座マイフレンド通帳（以下「通帳」という。）所定欄に押なつされた印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものに限りします。
- (4) マイフレンド契約に貸越金がある場合に、総合口座による貸越金の担保となる預積金の預入れ（追加預入を含む）があったときは、その貸越金は総合口座の当座貸越極度額または極度額の増加の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取扱います。
- (5) 総合口座による貸越金の担保となっている預積金が解約されたことにより、貸越金残高が総合口座取引の当座貸越極度額を超えた場合は、越えた金額は、マイフレンド契約第3条第1項の極度額の範囲内でマイフレンド契約第3条第1項の極度額をこえる金額があるときは、その金額を直ちにお支払いください。

## 2. (返済方法)

- (1) マイフレンド契約にもとづく貸越金の残高がある場合には、指定口座に受入、または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除きます。）は、貸越金の残高に達するまで、自動的に指定口座から引落とし、貸越金の返済にあてます。なお、総合口座取引による貸越金がある場合は、マイフレンド契約により貸越金から先に返済にあてます。
- (2) 当組合はマイフレンド契約第3条1項に規定する極度額をこえて、貸越をした場合において、指定口座に受入または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除きます。）があるときは、極度額をこえる額につき、各種料金等の支払いに優先してこの返済にあてます。

## 3. (通帳の表示)

- (1) 1の(1)ならびに(2)の場合、通帳の支払欄には、当座貸越の貸越額と普通預金の払戻額（総合口座取引の当座貸越を利用した払戻額を含みます。）は、合算して表示します。
- (2) 2の(1)の場合、通帳には普通預金の支払いの記帳および当座貸越の返済の記帳を省略します。
- (3) 通帳の残高欄には、貸越金残高（総合口座取引による貸越金がある場合は、その貸越金残高との合算額）または普通預金残高のいずれかを表示します。

## 4. (利息の支払い方法)

マイフレンド契約にもとづく、貸越金の利息、損害金の支払い方法については、指定口座から自動的に引落とし、または貸越金に組み入れます。

## 5. (解約等)

- (1) 当座貸越取引終了において、当座貸越借入元金、利息金および損害金債務が残存する場合には、指定口座に受入または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除きます。）は債務完済に至るまで自動的に引落としのうえ返済にあてます。
- (2) 指定口座を解約する場合には、通帳およびカードを当組合に提出してください。この場合、この当座貸越取引は当然に終了するものとします。

## 6. (その他)

1 の(2)、2、4、5 の(1)の場合は通帳および当座貸越支払請求書または預金払戻請求書なしで取り扱うものとします。

## 7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上